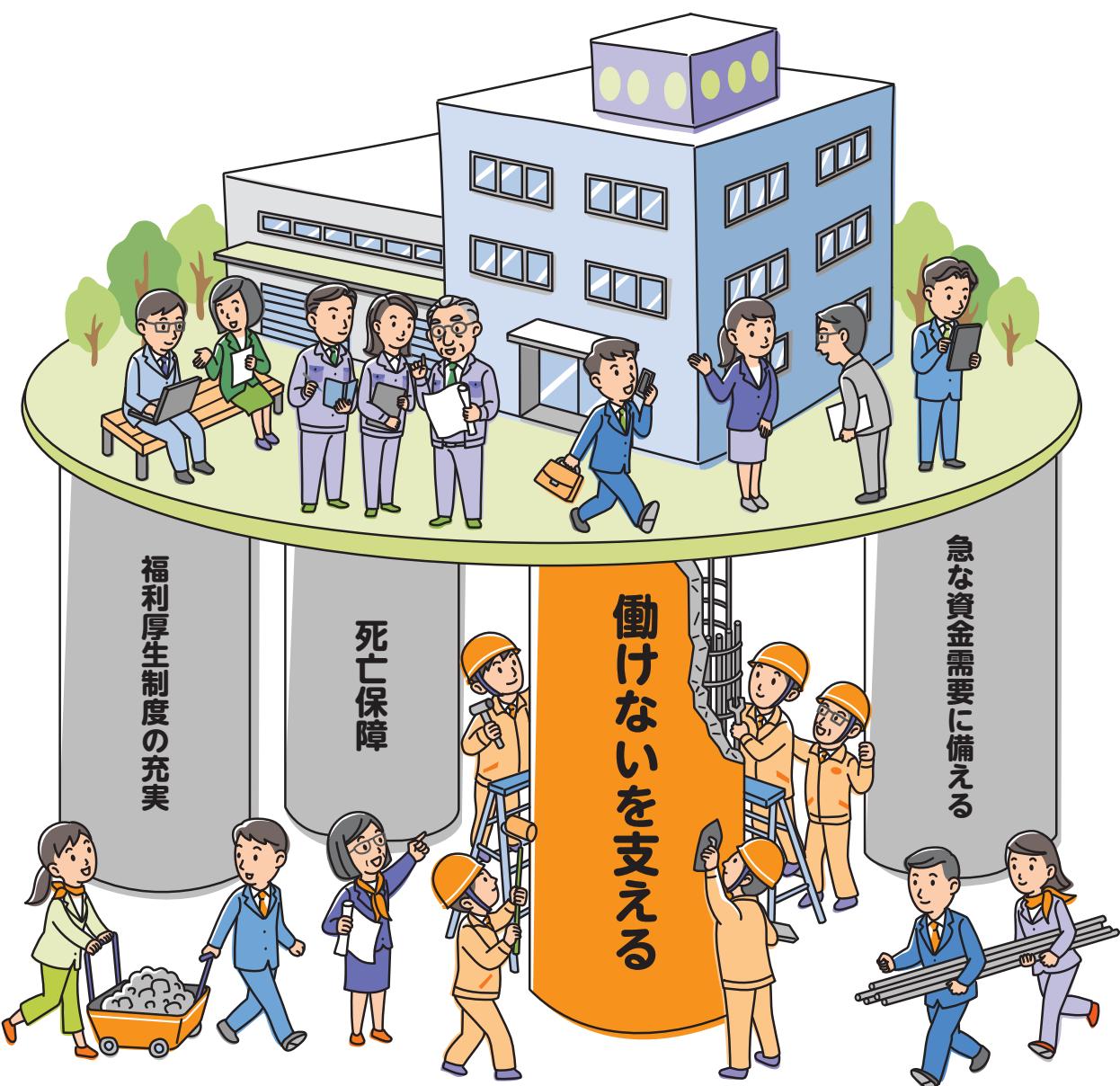


就業不能保障保険

就業不能保障保険(IV型)／無解約返戻金型就業不能保障保険(IV型)



※商品パンフレット上の保険料などの数値は、資料作成時を計算基準日としています。

保障内容



マークがついている項目について、詳しくはP4、5をご確認ください。

※イメージ図

病気／ケガ



病気・ケガによる就業不能状態が継続しているとき

精神疾患を直接の原因とする就業不能状態はお支払いの対象となりません。



基準給付金月額
をお支払い

9疾病など



以下の疾病などによる就業不能状態が継続しているとき



特定就業不能
基準給付金月額
をお支払い

入院／手術



以下の疾病による入院もしくは特定の手術のとき



5疾病入院・
特定手術給付金
をお支払い

死亡されたとき

死亡給付金
責任準備金額をお支払い

プラス

精神疾患



特則を適用することで、さらに保障を充実！

※イメージ図

精神疾患による就業不能状態が継続しているとき

対象となる精神疾患の例



など

就業不能（精神疾患）特則を適用した場合のみ、精神疾患を直接の原因とする就業不能状態がお支払いの対象となります。



特則基準給付金月額
をお支払い

- * 2 特定就業不能給付金および5疾病入院・特定手術給付金の悪性新生物(ガン)の保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて91日目から開始します。また、「上皮内新生物」は除きます。
- *同じ月に複数の就業不能状態、就業不能状態(精神疾患)に該当していても、各給付金のお支払いはそれぞれ月1回のみとします。
- *就業不能給付金をお支払いする月は、特則就業不能給付金(精神疾患)はお支払いしません。
- *死亡給付金は、被保険者が死亡した日の責任準備金額をお支払いします。責任準備金額はごく少額かまったくない場合があります。
- *死亡給付金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。
- *支払事由について詳しくは、「契約概要」「ご契約のおり・約款」をご確認ください。



定額プラン

【Ⅳ型 基準給付金月額／特定就業不能基準給付金月額／特則基準給付金月額：50万円 5疾病入院・特定手術給付金額：1,000万円の場合】



前期抑制プランもございます！

※イメージ図

このようにお受取り！



1就業不能状態の
給付金の支払限度

36回／60回

通算支払限度

300回

このようにお受取り！



1就業不能状態の
給付金の支払限度

36回／60回

通算支払限度

300回

このようにお受取り！



通算支払限度

5回

*4 5疾病入院・特定手術給付金額

*5 2回目以降のお支払いは、最終の支払事由該当日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日以降に支払事由に該当した場合となります。

一時金でお受取り

このようにお受取り！

※イメージ図



通算支払限度

18回



各給付金のお受取りのタイミングについてはP6もあわせてご覧ください。
就業不能状態についてはP7をご覧ください。



ニーズに合わせたオーダーメイド設計が可能で



プラン(定額／前期抑制)をお選びください。

対象となる給付金

就業不能
給付金

特定
就業不能
給付金

※イメージ図

定額プラン

前期抑制プラン

毎月の給付金の額が一定で、計画的に資金の使い道が考えられるプランです。

基準給付金月額／特定就業不能基準給付金月額：50万円の場合

給付金月額



14回目



15回目(変更指定回)以降も…

定額



給付金月額
×100%

月払保険料(口座振替扱)

<50歳男性の場合>

… 123,567円

定額プラン

前期抑制プラン

一定回数(14回目)までの給付金の額を抑え、定額プランと比べて保険料を抑えて^{*}保障を確保できるプランです。

基準給付金月額／特定就業不能基準給付金月額：25万円の場合

給付金月額



14回目



15回目(変更指定回)以降は…

2倍



給付金月額
×200%

月払保険料(口座振替扱)

<50歳男性の場合>

… 104,987円

* 変更指定回以降の給付金の額を定額プランと同額とした場合

※無解約返戻金型就業不能保障保険 IV型、保険期間／保険料払込期間：80歳迄、5疾病入院・特定手術給付金額：1,000万円、1就業不能状態の給付金の支払限度：36回の場合

※給付金月額とは、基準給付金月額および特定就業不能基準給付金月額をさします。



基準給付金月額*を設定ください。

10万円から最大300万円まで、5万円単位でお選びいただけます。

※イメージ図

月額
10万円



月額
150万円



月額
300万円



5万円単位



定額プラン

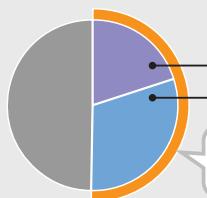
最大300万円までお選びいただけます。

前期抑制プラン

最大150万円までお選びいただけます。

* 特定就業不能基準給付金月額は、基準給付金月額と同額となります。
※お取扱いにはエヌエヌ生命所定の制限があります。

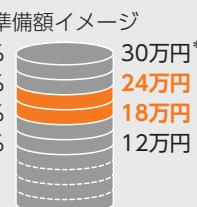
[ご参考1] 経営者が働けなくなった場合、毎月いくらあると会社を守れると思いますか？



約半数の経営者は
300万円未満と回答！

[ご参考2] 従業員が働けなくなった場合、給与の何%を保険で準備してあげたいですか？

給与の80%以上	20%
給与の60～80%未満	32%
給与の40～60%未満	19%
給与の40%未満	29%



* 出典：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」の一般労働者の賃金(月額)(万円未満切捨)

※エヌエヌ生命保険調べ「中小企業における就業不能に関する調査(2020年8月／n=1,000)」(無回答を除く)より作成

ます！



お選びいただいた項目をチェック！



対象となる給付金

就業不能
給付金

特定
就業不能
給付金



1就業不能状態の給付金の支払限度をお選びください。



×36回のお受取り

給付金月額



最大約3年分の保障！



×60回のお受取り

給付金月額



最大約5年分の保障！

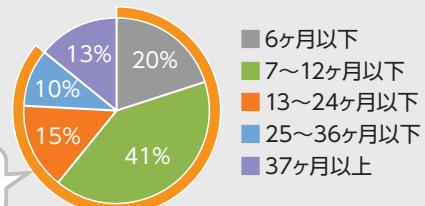
※イメージ図

※給付金月額とは、基準給付金月額および特定就業不能基準給付金月額をさします。

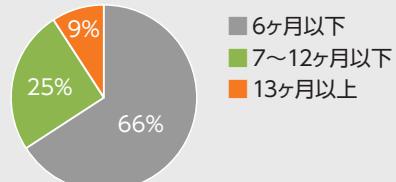
※基準給付金および特定就業不能基準給付金には、保険期間を通じて支払限度があります。

**【ご参考3】経営者自身が「働けない」場合、
どのくらいの期間保障があると会社は安心ですか？**

約87%の経営者が、
3年(36ヶ月)以下と回答！



**【ご参考4】従業員が「働けない」場合、
どのくらいの期間生活費を支えたいですか？**



※エヌエヌ生命保険調べ「中小企業における就業不能に関する調査(2020年8月／n=1,000)」(無回答を除く)より作成



5疾病入院・特定手術給付金額を設定ください。

対象となる給付金

5疾患入院
・特定手術
給付金



基準給付金月額と同額で設定



基準給付金月額より大きく設定

※イメージ図



または



※お取扱いにはエヌエヌ生命所定の制限があります。



解約返戻金のタイプ(あり／なし)をお選びください。



解約返戻金【あり】

就業不能保障保険



解約返戻金【なし】

無解約返戻金型就業不能保障保険



精神疾患による就業不能状態の保障の追加(あり／なし)をお選びください。



保障の追加【あり】

就業不能(精神疾患)特則を適用



保障の追加【なし】

※特則基準給付金月額は基準給付金月額と同額となります。
※対象となる精神疾患について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

お受取り事例

【ご契約例】
IV型 定額プラン 就業不能(精神疾患)特則を適用した場合
基準給付金月額／特定就業不能基準給付金月額／特則基準給付金月額：50万円
5疾病入院・特定手術給付金額：1,000万円



ご契約から半年後に胃ガンでステージ1(T1b期)と診断され、7日間入院後に退院

5疾病入院・ 特定手術給付金	合計
1,000万円 (一時金)	= 1,000万円 のお受取り!

! 対象の病気で入院したら、入院日数に関わらず一時金をお受取り!



ご契約から半年後に白血病を発症し、190日間(6ヶ月超)の就業不能状態に…

5疾病入院・ 特定手術給付金	就業不能給付金	特定就業不能給付金	合計
1,000万円 (一時金)	300万円 (初回3ヶ月分 + 月額×3回分)	300万円 (初回3ヶ月分 + 月額×3回分)	= 1,600万円 のお受取り!

! 就業不能状態が60日超継続した場合、初回は3ヶ月分をまとめてお受取り!

! 特定の9疾病に該当していたら、2つの給付金月額をお受取り! ダブル給付!!



うつ病で145日間(4ヶ月超)の就業不能状態に…

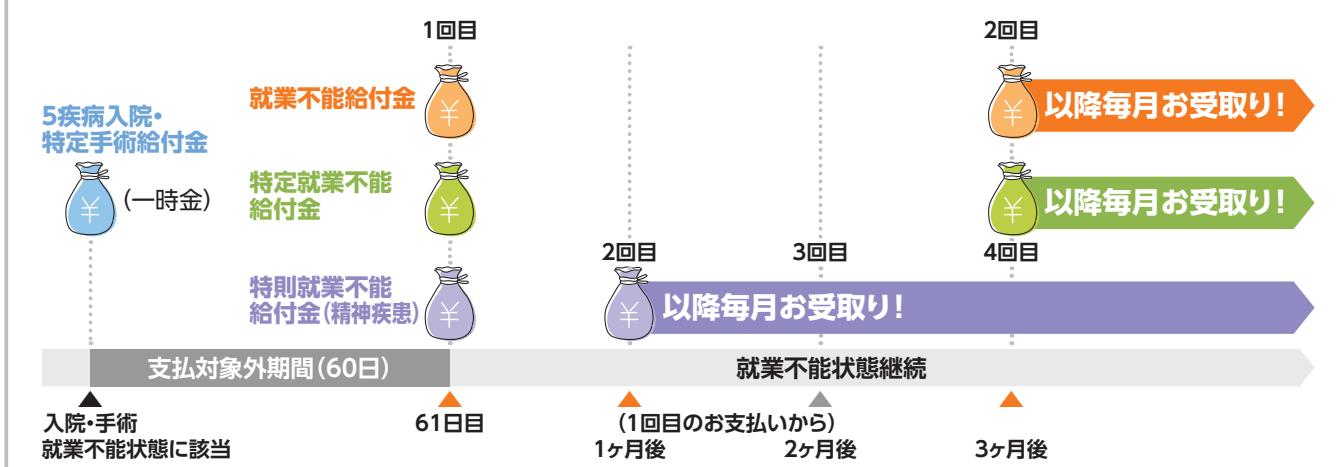
特則就業不能給付金(精神疾患)	合計
200万円 (月額×4回分)	= 200万円 のお受取り!

! 特則を適用することで、精神疾患による就業不能状態をカバー!

※上記はイメージ図です。



各給付金のお受取りのタイミング(イメージ)



※就業不能給付金および特定就業不能給付金は、1就業不能状態の給付金の支払限度があります。また、各給付金には通算支払限度があります。

※就業不能給付金をお支払いする月は、特則就業不能給付金(精神疾患)をお支払いしません。

※支払事由について詳しくは、「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



就業不能状態とは…?



以下のような状態をいいます。

入院



自宅などでの治療が困難なため、病院や診療所にて医師の管理下で治療に専念する状態

在宅療養



医師による治療が必要で、医師の指示に基づき自宅などにおいて治療に専念する状態

※医師の指示とは、公的医療保険制度に基づき診療報酬が算定される診療行為等をいいます。

※必要な治療を行っていない、外出を繰り返している、事務作業などができる場合は、治療に専念している状態ではありません。

「在宅療養」について詳しくは、P8をご確認ください。

所定の障害状態または要介護状態

身体障害者手帳1・2・3級の交付



身体障害者福祉法に基づき1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付を受けた状態

障害等級1・2級に認定



国民年金法に基づき、障害等級1級または2級に認定された状態

要介護2以上に認定



公的介護保険制度における要介護2以上と認定された状態

生活障害状態(認知症)



器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定され、その状態が180日以上継続している状態

生活障害状態(要介助)



「歩行」の全部介助または一部介助の状態にくわえ、「衣服の着脱」「入浴」「食物の摂取」「排泄」のいずれか2つ以上が全部介助または一部介助の状態に該当し、その状態が180日以上継続している状態

高度障害状態・身体障害状態



所定の高度障害状態または身体障害状態に該当した状態

特別適用時は、以下の状態もプラス!

精神疾患による障害等級1・2級に認定



精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、障害等級1級または2級に認定された状態

※上記はイメージ図です。

※就業不能状態について詳しくは、「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

支払対象となる在宅療養

「在宅療養」とは、通院が困難なときなどに、医師の指示にもとづく定期的な訪問診療などを受けながら、日本国内の自宅などにおいて治療に専念することをいいます。

必要な治療を行っていない、外出を繰り返している、軽労働や事務作業ができる場合は、治療に専念している状態ではありません。



公的医療保険制度における医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表の「在宅患者診療・指導料(往診料・救急搬送診療料は除く)」に列挙されている診療料や管理指導料などが算定されている場合に該当します。

！ 医師からの「自宅安静指示」だけでは、支払対象になりません。

【お支払できない例】

うつ病と診断され、「しばらく仕事を休んだ方がよい」と医師の診断を受け、診断書をもらって自宅で療養していたが、公的医療保険制度の「在宅患者診療・指導料」の算定対象とはならなかった。

！ 在宅療養の内容は「診療明細書」で確認できます。

診療明細書のイメージ(レイアウトは病院により異なります。)

診療明細書				ページ1/1	発行日:○年○月○日
患者番号	○○○○	氏名	○○○○		
受診日	○年○月○日	受診科	○○○○		
区分	項目名	点数	回数		
○○○○	○○○○	○○○	○○○		
在宅医療	在宅患者訪問診療料(I)	○○○	○○○		

診療明細書に、支払対象となる「在宅患者診療・指導料」の算定(具体的な診療料・指導料・管理料などの記載)があるかご確認ください。

参考 支払対象となる公的医療保険制度における主な在宅患者診療・指導料(医科診療報酬点数表の場合)

C001	在宅患者訪問診療料(I)	C007	訪問看護指示料
C001-2	在宅患者訪問診療料(II)	C007-2	介護職員等喀痰吸引等指示料
C002	在宅時医学総合管理料	C008	在宅患者訪問薬剤管理指導料
C002-2	施設入居時等医学総合管理料	C009	在宅患者訪問栄養食事指導料
C003	在宅がん医療総合診療料	C010	在宅患者連携指導料
C005	在宅患者訪問看護・指導料	C011	在宅患者緊急時等カンファレンス料
C005-1-2	同一建物居住者訪問看護・指導料	C012	在宅患者共同診療料
C005-2	在宅患者訪問点滴注射管理指導料	C013	在宅患者訪問褥瘡管理指導料
C006	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料	C014	外来在宅共同指導料

※資料作成時の医科診療報酬点数表にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。

ご契約の推移

【ご契約例】IV型 定額プラン 50歳男性 基準給付金月額／特定就業不能基準給付金月額：50万円 5疾病入院・特定手術給付金額：1,000万円
保険料払込方法：月払(口座振替扱) 保険期間／保険料払込期間：80歳迄 1就業不能状態の給付金の支払限度：36回

就業不能保障保険

月払保険料(口座振替扱)：161,382円

経過年数	年齢	基準給付金月額	保険料累計額A	解約時受取金額B	解約返戻率B/A	損金保険料	資産計上額
1年	51歳	50万円	1,936,584円	0円	0.00%	1,161,950円	774,634円
3年	53歳	50万円	5,809,752円	746,000円	12.84%	1,161,950円	2,323,902円
5年	55歳	50万円	9,682,920円	3,924,000円	40.52%	1,161,950円	3,873,170円
10年	60歳	50万円	19,365,840円	11,020,500円	56.90%	1,161,950円	7,746,340円
13年	63歳	50万円	25,175,592円	13,271,500円	52.71%	1,936,584円	9,295,608円
15年	65歳	50万円	29,048,760円	14,086,500円	48.49%	1,936,584円	9,295,608円
30年	80歳	50万円	58,097,520円	0円	0.00%	3,176,040円	0円

無解約返戻金型就業不能保障保険

月払保険料(口座振替扱)：123,567円

経過年数	年齢	基準給付金月額	保険料累計額A	解約時受取金額B	解約返戻率B/A	損金保険料	資産計上額
1年	51歳	50万円	1,482,804円	0円	0.00%	1,482,804円	0円
3年	53歳	50万円	4,448,412円	0円	0.00%	1,482,804円	0円
5年	55歳	50万円	7,414,020円	0円	0.00%	1,482,804円	0円
10年	60歳	50万円	14,828,040円	0円	0.00%	1,482,804円	0円
13年	63歳	50万円	19,276,452円	0円	0.00%	1,482,804円	0円
15年	65歳	50万円	22,242,060円	0円	0.00%	1,482,804円	0円
30年	80歳	50万円	44,484,120円	0円	0.00%	1,482,804円	0円

※上記は、各契約応当日の前日時点の数値です。

※損金保険料および資産計上額は、法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2に則り、算出した数値です。

参考 税務のお取扱いについて(定期保険および第三分野保険)

P12の注意事項を必ずご確認ください。

【ご契約形態】ご契約者：法人 被保険者：役員 保険金受取人：法人

●お申込みされるご契約ごとの最高解約返戻率に応じて、経理処理の方法は以下のように異なります。

最高解約返戻率が50%超の場合、ご契約日から一定期間、イメージ図に記載の割合に応じて、保険料の一部を前払保険料として資産計上します。資産計上された前払保険料は、保険期間後半で按分して取崩します。(法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2)

※イメージ図

最高解約返戻率が50%以下の場合



最高解約返戻率が50%超70%以下の場合



最高解約返戻率が70%超85%以下の場合



最高解約返戻率が85%超の場合*



* 資産計上期間は以下①～③のいずれかの期間となります。

① 契約日から最高解約返戻率となる期間まで

② ①の期間経過後において「解約返戻金の増加分÷年換算保険料相当額」が7割超となる期間がある場合は、契約日からその期間の終わりまで

③ ①または②の期間が5年未満の場合は、5年間(保険期間が10年未満の場合は、保険期間の1/2期間)

また、資産計上額の取崩期間は、解約返戻金額が最も高い金額となる期間(上記③に該当する場合は③の期間)経過後から契約満了までとなります。

●死亡給付金・解約返戻金を受け取った場合、それまで資産として計上された額を取崩し、その差額を雑収入(もしくは雑損失)として、益金(もしくは損金)に算入します。

年齢別保険料表(男性)

【ご契約例】IV型 定額プラン 基準給付金月額／特定就業不能基準給付金月額：50万円

保険料払込方法：月払(口座振替扱) 保険期間／保険料払込期間：80歳迄 1就業不能状態の給付金の支払限度：36回

※就業不能(精神疾患)特則を適用する場合は、特則基準給付金月額は、基準給付金月額と同額となります。

●解約返戻金あり(就業不能保障保険)

5疾病入院 ・特定手術*	1,000万円		500万円		300万円		50万円	
特則適用	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
25歳	102,116円	95,059円	83,094円	76,037円	75,485円	68,428円	65,974円	58,916円
30歳	111,267円	103,739円	90,469円	82,941円	82,150円	74,622円	71,751円	64,223円
35歳	122,304円	114,215円	99,387円	91,298円	90,220円	82,131円	78,762円	70,672円
40歳	135,728円	126,956円	110,288円	101,516円	100,112円	91,340円	87,392円	78,620円
45歳	152,134円	142,519円	123,686円	114,070円	112,306円	102,690円	98,082円	88,466円
50歳	172,048円	161,382円	139,962円	129,296円	127,127円	116,462円	111,084円	100,419円
55歳	201,444円	189,199円	164,123円	151,878円	149,195円	136,950円	130,535円	118,290円
60歳	238,956円	224,785円	195,313円	181,141円	177,856円	163,684円	156,034円	141,862円

●解約返戻金なし(無解約返戻金型就業不能保障保険)

5疾病入院 ・特定手術*	1,000万円		500万円		300万円		50万円	
特則適用	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
25歳	49,313円	44,969円	40,102円	35,758円	36,418円	32,074円	31,813円	27,469円
30歳	59,166円	54,311円	47,922円	43,067円	43,425円	38,570円	37,803円	32,948円
35歳	71,722円	66,232円	57,927円	52,436円	52,408円	46,918円	45,511円	40,020円
40歳	87,659円	81,370円	70,732円	64,442円	63,961円	57,672円	55,497円	49,208円
45歳	107,758円	100,445円	87,049円	79,737円	78,766円	71,453円	68,411円	61,099円
50歳	132,180円	123,567円	106,853円	98,240円	96,723円	88,109円	84,059円	75,446円
55歳	166,424円	155,945円	134,815円	124,337円	122,172円	111,693円	106,367円	95,889円
60歳	210,294円	197,554円	171,121円	158,382円	155,453円	142,713円	135,866円	123,127円

* 5疾病入院・特定手術給付金額

年齢別保険料表(女性)

【ご契約例】IV型 定額プラン 基準給付金月額／特定就業不能基準給付金月額：50万円

保険料払込方法：月払(口座振替扱) 保険期間／保険料払込期間：80歳迄 1就業不能状態の給付金の支払限度：36回

*就業不能(精神疾患)特則を適用する場合は、特則基準給付金月額は、基準給付金月額と同額となります。

●解約返戻金あり(就業不能保障保険)

5疾病入院 ・特定手術*	1,000万円		500万円		300万円		50万円	
特則適用	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
25歳	80,301円	73,566円	66,429円	59,695円	60,881円	54,146円	53,945円	47,210円
30歳	87,237円	80,022円	72,160円	64,945円	66,129円	58,914円	58,591円	51,376円
35歳	95,444円	87,649円	79,016円	71,222円	72,445円	64,650円	64,231円	56,437円
40歳	105,184円	96,676円	87,277円	78,769円	80,114円	71,606円	71,161円	62,652円
45歳	116,630円	107,231円	97,143円	87,743円	89,348円	79,948円	79,604円	70,205円
50歳	130,256円	119,756円	109,042円	98,541円	100,556円	90,055円	89,948円	79,448円
55歳	150,793円	138,634円	127,007円	114,848円	117,492円	105,333円	105,599円	93,440円
60歳	177,921円	163,611円	150,911円	136,601円	140,107円	125,797円	126,601円	112,291円

●解約返戻金なし(無解約返戻金型就業不能保障保険)

5疾病入院 ・特定手術*	1,000万円		500万円		300万円		50万円	
特則適用	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
25歳	41,638円	37,748円	33,589円	29,700円	30,370円	26,480円	26,346円	22,456円
30歳	49,524円	45,136円	39,841円	35,453円	35,968円	31,580円	31,127円	26,739円
35歳	59,230円	54,208円	47,683円	42,661円	43,064円	38,043円	37,290円	32,269円
40歳	71,086円	65,246円	57,504円	51,663円	52,071円	46,231円	45,280円	39,439円
45歳	85,064円	78,158円	69,382円	62,476円	63,109円	56,203円	55,268円	48,362円
50歳	101,425円	93,183円	83,550円	75,307円	76,400円	68,157円	67,462円	59,219円
55歳	124,630円	114,483円	103,780円	93,632円	95,439円	85,292円	85,014円	74,867円
60歳	155,633円	142,984円	131,034円	118,384円	121,194円	108,545円	108,895円	96,245円

* 5疾病入院・特定手術給付金額

ご契約時だけでなく、その後も！環境の変化に柔軟に対応することができます。
お役立ちガイドをご用意していますので、ぜひご覧ください！



* 無解約返戻金型就業不能保障保険では、お取扱いできません。

●お取扱いについて

ご契約年齢	就業不能保障保険：18歳～68歳 無解約返戻金型就業不能保障保険：18歳～70歳
保険期間／保険料払込期間	55歳～80歳満了（歳満了のみ）
基準給付金月額 ^{※1}	10万円～300万円 ^{※2} （単位：5万円）
5疾病入院・特定手術給付金額	基準給付金月額と同額または100万円～1,000万円（単位：100万円）で選択

※1 特定就業不能基準給付金月額は、基準給付金月額と同額となります。

※2 前期抑制プランの場合、150万円までとなります。

※基準給付金月額、ご契約年齢により診査が必要です。

※上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

エヌエヌ生命サービスセンター 0120-521-513

[受付時間] 9:00～17:00
(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務上の取扱いを記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる経理処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務上の取扱いについては、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に経理処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。
- ご検討・お申込みにあたっては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参考のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

ご検討・お申込みに際しましては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引きに対し影響が及ぶことはありません。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12
渋谷スクランブルスクエア44F
TEL.03-6892-1986
https://www.nnlife.co.jp

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

UD FONT

NN-S22/11425

セ R-A021-36-04 KM